

令和6年度保健師中央会議
行政説明 資料11

令和6年度 保健師中央会議 行政説明

地域づくり及び地域包括支援センターに関する最近の動向について

厚生労働省 老健局

認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員**等を配置して、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する**ことを目的とする施設（介護保険法第115条の46第1項）

※指定居宅介護支援事業者等の地域の事業者等に一部委託可能

総合相談支援事業

地域の高齢者や家族介護者に対して、**初期段階から継続的・専門的に相談支援**を行い、**地域における様々なサービス等につなげる。**

※指定居宅介護支援事業者の一部委託可能

第一号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)

要支援者等が、介護予防・日常生活支援を目的とした活動をその選択に基づき行えるよう支援する。

指定介護予防支援

※指定居宅介護支援事業者が直接指定を受けて、又はセンターから一部委託を受けて実施することが可能

権利擁護事業

高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、**成年後見制度の活用促進**や、**高齢者虐待への対応**等を行う。

包括的支援事業の実施



全国で**5,431**か所

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

個々の介護支援専門員への支援、介護予防サービスの検証等を通して、地域における高齢者の自立支援・介護予防を推進する。

地域ケア会議の実施

地域の関係者による、**地域づくりや政策形成**の場

地域包括支援ネットワーク

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア、自立相談支援機関、障害福祉サービスに関する相談窓口、都道府県労働局（介護休業・介護休暇等に関する相談など）など地域のさまざまな関係者と連携する。

(注) 地域包括支援センターの設置数は令和5年4月現在（資料出所：厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ）

1. **地域づくり支援ハンドブック（支援パッケージ）の改訂**
2. 地域包括支援センターの事業評価に係る指標の見直し

地域づくり支援ハンドブックの概要

- ▶ 地域共生社会の実現・地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村が介護予防・日常生活支援総合事業等を活用して実施する地域づくりを支援する「**地域づくり加速化事業**」を令和4年度に創設。
- ▶ そのための支援ツールとして「**地域づくり支援ハンドブック**」を策定し、令和5年度に改訂。

策定コンセプト

- 市町村や、市町村への伴走支援を行う都道府県・地方厚生(支)局(支援者)が、**地域づくりの目的や進め方、手段等について理解を深める材料**として。
- 市町村が自ら課題整理をするため、また、支援者が市町村の動機づけ・自走を促すための、**対話ツール**として。

主な内容

- 地域づくりにおいて市町村が立ち返るべき本質的な視点・考え方を重視
- 支援者が伴走支援において持つべき視点・実際の対話イメージを掲載
- 市町村が自分たちの総合事業の現状・進捗を振り返り、本質的な見直しにつなげるためのプロセスを紹介
- 多くの市町村において課題に挙がるテーマをとり上げ、個別の事業課題・よくある質問を解決するための大事な視点・手法を紹介
- 両ハンドブック間での相互参照による理解・対話の促進、老健事業など既存の成果への外部参照による情報の補完

"対話"と"共創"による
これからの地域づくり
を後押し

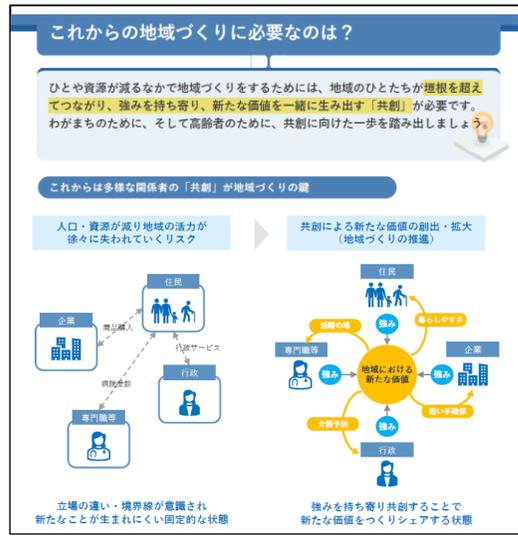


ハンドブックの使い方の
ポイント等を解説した
ダイジェスト版も策定

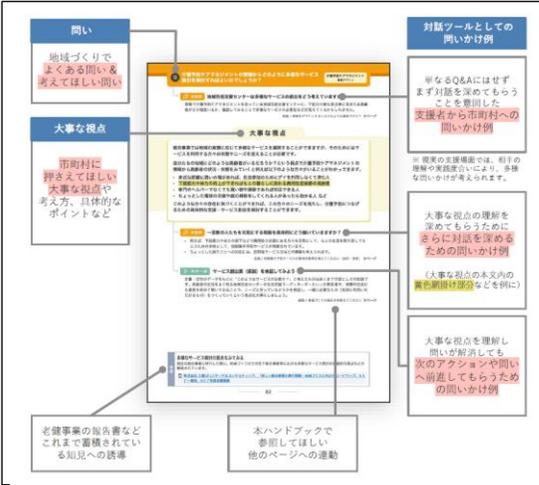
地域づくり支援ハンドブックの構造

使い方

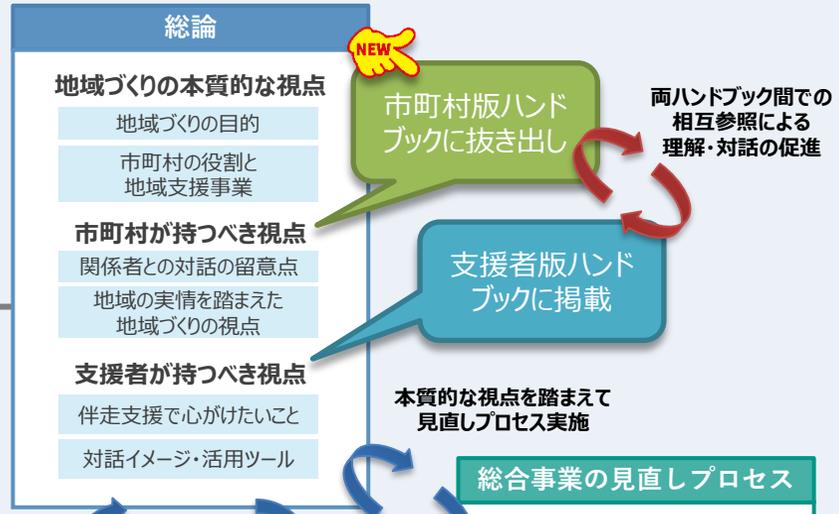
地域づくりの目的と手段、大事な視点、市町村の役割などの規範的統合を進める



よくある問いをもとに対話を深め、本質的な視点への気づきを促して次の行動へつなげる



全体の構成・狙い



- 各論
- 多くの市町村において課題に挙がる10のテーマ
- 1 介護予防ケアマネジメント
 - 2 民間活用サービス
 - 3 住民主体サービス
 - 4 短期集中予防サービス
 - 5 移動支援サービス
 - 6 通いの場
 - 7 生活支援体制整備
 - 8 認知症施策
 - 9 地域ケア会議
 - 10 他省庁との連動

問いのSTEP1～7を例示

仮説と検証の繰り返しを意識(定量・定性データの活用を含む)

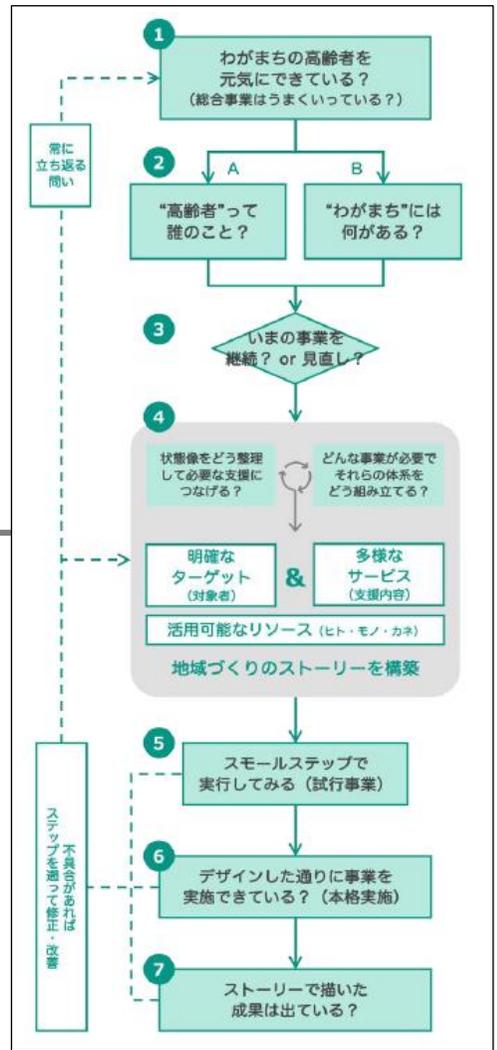
高齢者の実態、地域の実情を踏まえて、成果につながる総合事業デザインを促進

見直しプロセスと個別論点の相互参照

※どこからでも読み始めることが可能
※全体の構造はvol.1(2022年度版)から変更なし

使い方

地域づくり加速化事業ではこのプロセスを視野に入れながら市町村での取組・市町村への伴走支援を行う



1. 地域づくり支援ハンドブック（支援パッケージ）の改訂
2. 地域包括支援センターの事業評価に係る指標の見直し

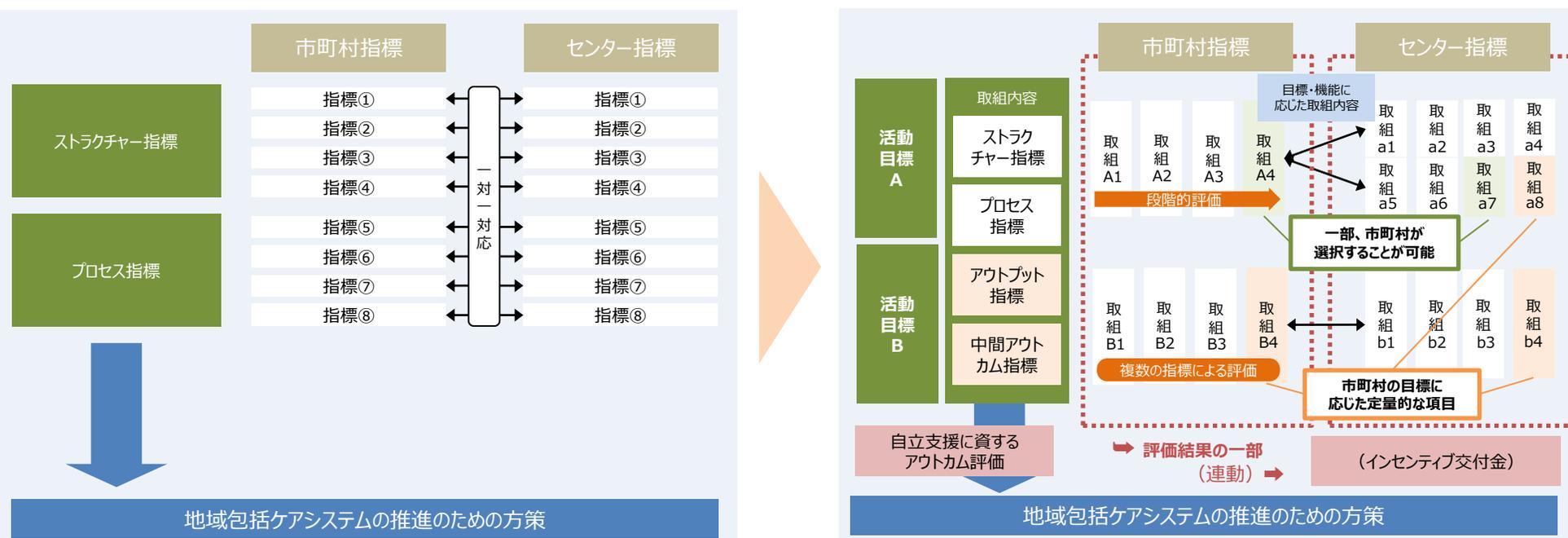
地域包括支援センターの事業に係る評価指標の見直しについて

地域包括支援センターの事業に係る国が定める評価指標については、策定から5年間、センターが行う最低限の業務チェックリストとして、また、センターと市町村との連携強化のためのコミュニケーションツールとして寄与してきたところ、今般、法の趣旨を踏まえ、より一層センターが地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を果たすための事業を効果的に実施できるよう、**評価指標の体系化・簡素化**を図りつつ、**市町村の目標や地域の状況に応じた柔軟な評価**を行うための見直しを行う。

<見直しの具体的なポイント>

- ① 目標ごとに指標を統合し**体系化・簡素化**を図るとともに、センター指標・市町村指標を一対一対応ではなく、個々の機能に応じた内容に見直し
 - ② 人口規模や地域課題等の圏域ごとの状況を踏まえた評価を行うことができるよう、**段階的項目**や**選択的項目**を指標として設定
 - ③ 中長期的な視点に立った目標に応じた達成状況の評価を定量的に行うため、**アウトプット指標・中間アウトカム指標**を設定
- ※ このほか評価を可視化（数値化）できるよう市町村が柔軟に項目ごとの配点を設定できるよう見直し

(見直しのイメージ)



新評価指標の全体構成

評価分野		旧	新
		指標数	活動目標数
地域包括ケアの構築・推進	市町村	(新設)	1
	センター	(新設)	1
組織・運営体制	市町村	1 9	6
	センター	1 9	5
総合相談支援事業	市町村	6	3
	センター	6	7
権利擁護事業	市町村	4	2
	センター	5	3
包括的・継続的マネジメント支援事業	市町村	6	2
	センター	6	3
地域ケア会議	市町村	1 3	5
	センター	9	3
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	市町村	6	3
	センター	5	2
包括的支援事業（社会保障充実分事業）※旧・事業間連携	市町村	5	2
	センター	5	2
計	市町村	5 9	2 4
	センター	5 5	2 6

- ・評価指標の内容を含め、地域包括支援センター運営状況調査を**Web上のシステム**で実施
- ・事業レベルではなく、**地域の分析結果を踏まえた中長期的な視点**に立った対応ができているかを把握するための活動目標を新設
- ・活動目標ごとに指標を統合し、**体系化・簡素化**
- ・人口規模や地域課題等に応じて市町村の実情に応じた評価を行うことができるよう、**段階的項目**や**選択的項目**を指標として設定
- ・達成状況の評価を定量的に行うことができるよう、**アウトプット指標・中間アウトカム指標**を設定
- ・各市町村において各項目を1点と配点したり、特に機能強化を図りたい項目に重み付けをしたりして**数値化**し、評価を可視化することも可能

【指標の例】センター指標（包括的・継続的ケアマネジメント支援）

活動目標	取組内容	種別
1	A 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等）を把握しているか	並列
	B 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類・件数を把握した上で、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催しているか	
	C 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか	
	D 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか	
	E 介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を決定し、指定居宅介護支援事業所に示しているか	
2	A 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか	段階
	B 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか	
	C 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか	
	D 【市町村により選択】市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、地域ケア会議での検証をしているか	
3	【市町村により選択】*アウトプット指標* 介護支援専門員からの相談受付件数	-

活動目標ごとに複数の取組内容を提示し体系化

一部の活動目標では、フェーズを段階的に設定

指標を統合し簡素化

アウトプット指標や中間アウトカム指標を設定
 市町村指標では、当該評価分野に「アウトプット指標または中間アウトカム指標を設定しているか」を項目のひとつとして設定

基本的な取組
 ↓
 段階的評価
 ↓
 より高度な取組

市町村が選択可能な任意の項目を設定

新評価指標の活用に関するスケジュール（イメージ）

